

市長とふれあいトーク 実施要領

1. 目的

深川市と市民が、まちづくりや地域課題等に関する意見交換を行うことで、市政の情報を発信し、かつ、市民の声を聴く情報共有及び交換の場として、市長と市民が直接対話することで、市民の意見を市政に生かすことを目的とする。

2. 対象

市長とふれあいトーク（以下「ふれあいトーク」という。）に申し込むことができる者は、市内に居住・勤務または市内学校に在籍している5人以上の団体のうち、次に掲げる者とする。

ただし、宗教及び政治上の目的を有する団体のほか、公序良俗に反する活動、営利活動を行う団体、その他市長が適当でないと判断する団体は除くものとする。

（1）町内会またはそれに準ずる地域活動団体

（2）NPO法人、福祉団体、教育団体（文化・スポーツ団体を含む）等各種団体

3. 開催要件

（1）当日のふれあいトークに概ね5人以上が出席できること。

（2）会場は深川市と団体が協議の上、決定するものとする。

（3）開催時間は平日10時から20時までの60分以内とする。

（4）水分補給等を除く飲食は禁止とする。

（5）団体は、ふれあいトーク中に撮影した写真を市広報に利用すること、発言者の氏名を付して発言内容等を公表することについて、あらかじめ了承し、参加者へ周知するものとする。

4. 概要

（1）ふれあいトークのテーマは、まちづくりや地域課題等に関するものとし、団体が2点以内で決定する。

（2）司会・進行は原則、深川市が行うものとする。

（3）陳情や要請・要望の申込み、個別の苦情は受け付けないものとする。

5. 市出席者

市長、テーマに関連する所管職員等

6. 申込方法

ふれあいトークの開催を希望する場合は、事前に秘書課と協議の上、秘書課に備え付け、または市ホームページからダウンロードしたふれあいトーク申込書（別記様式）に必要事項を記載し、開催日の2週間前までに提出するものとする。

なお、市長の日程や会場の都合により、要望に沿えない場合があります。

また、開催決定後、公務の都合により予定を変更する場合があります。